

神奈川県国民健康保険団体連合会パワー・ハラスメントの 防止に関する指針

平成 30 年 10 月 1 日制定

(目的)

- 1 この指針は、職員等がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境づくりを促進するため、パワー・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(パワー・ハラスメントの定義)

- 2 パワー・ハラスメントとは、職務上の権限や地位等を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、職員等の勤務環境を悪化させることをいう。

(用語)

- 3 この指針において、次の用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)「職員等」

役職員、再任用職員、嘱託職員、非常勤職員及びパートタイマーをいう。

(2)「職務上の権限や地位等」

職位、職場での上下関係に加えて、技術や経験の有無等に基づくものが含まれる。また、上司から部下に対するものだけでなく、同僚同士や部下から上司に対するものも含まれる。

(3)「本来の業務の範囲を超えて」

業務上適正な範囲を超えた「嫌がらせ」行為に該当するものをいい、例えば上司からの叱責については、それが適切な範囲内であり、客観的に見て「嫌がらせ」行為と言えなければ、パワー・ハラスメントには該当しない。

(4)「継続的に」

一過性のものではなく、こうした言動が繰り返し行われることをいう。ただし、その言動が刑法に該当したり、不法行為を強要する、または客観的に見て精神的、身体的に大きな苦痛を与えたと認められる場合は、この限りではない。

(5)「人格や尊厳を侵害する言動」

威圧的な言動、いじめ、嫌がらせ、強要等により、相手に精神的、肉体的に苦痛を与えることをいう。なお、精神的苦痛を感じるか否かは主観的なものであるため、その判断に当たっては、一般的にどう受け止めるかという客観的な視点で評価する。

(職員等の責務)

- 4 職場におけるパワー・ハラスメントは、職場環境を悪化させるものであり、職員等は良好な職場環境を維持するため、パワー・ハラスメントの防止に努めなければならない。

(所属長の責務)

- 5 所属長は、良好な勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、日常の執務を通じた指導等により、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。また、パワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(周知・啓発等)

- 6 連合会は、職員等に対し、職員研修等の適切な方法により職場におけるパワー・ハラスメント防止について周知、啓発を行い、パワー・ハラスメントのない職場づくりに努めなければならない。

(相談窓口及び対応)

- 7 連合会は、職場におけるパワー・ハラスメントに関する相談・苦情（以下「相談等」という。）を受け付ける窓口を設置し、適切な対応を行うものとする。

(1)相談窓口の設置

相談窓口は総務課長とし、職場におけるパワー・ハラスメントに関する相談等を受け付けるとともに、適切な処理を行うものとする。

ただし、職員等が希望する場合には、各所属長において対応することを妨げない。

(2)相談等の対象

相談等の対象は、現実には生じている事案だけでなく、その発生のおそれがある場合や、パワー・ハラスメントに該当するか否か判断しがたい場合も対象とする。

また、パワー・ハラスメントを受けた本人からのものに限らず、すべての職員等からのパワー・ハラスメントに関する相談等も対象とする。

(3)相談への対応

相談窓口は、相談等を受け付けた場合は、その事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認し、事案の内容、状況に応じ、適切かつ迅速に対応していくものとする。

また、事実関係を把握するために必要があると認める場合は、行為者とされる者又は第三者から事実関係を聴取するものとする。

(4)事案の付託

相談窓口は、事案の内容や状況によっては、必要に応じて神奈川県国民健康保

陰団体連合会公益通報に関する規則第9条による公益通報調査委員会に付託することができる。

(プライバシー保護)

- 8 職場におけるパワー・ハラスメントの防止に携わる職員は、職場におけるパワー・ハラスメントに係る職員等の情報が当該職員等のプライバシーに属するものであることから、その保護に特に留意しなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

- 9 職場におけるパワー・ハラスメントの防止に携わる職員は、職場におけるパワー・ハラスメントに関して職員等が相談等を申し出たことを理由として、当該職員等にとって不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

- 10 この指針に定めるもののほか、職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関し必要な事項は理事長が別に定める。

パワー・ハラスメント外部相談機関

- 1 かながわ労働センター 045-662-6110(直)・045-633-6110(代)

相談時間：平日の8時30分から17時15分(火曜日は19時30分まで延長)及び

日曜日の9時から17時

(正午から午後1時は除く・土曜日、祝日及び年末年始除く)

相談方法：電話または来所

- 2 厚生労働省総合労働相談コーナー神奈川

- (1) 神奈川労働局総合労働相談コーナー 045-211-7358

相談時間：平日の8時30分から17時15分

- (2) 横浜駅西口総合労働相談コーナー 045-317-7830

相談時間：平日の11時30分から18時30分

相談方法：(1)(2)ともに電話または来所